

議案第 76 号

三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 9 月 1 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）

三次市印鑑登録及び証明に関する条例（平成 16 年三次市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項を次のように改める。

印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証又は官公庁が発行した顔写真が貼付された書類等を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、申請に疑義が生じた場合は、登録印鑑の提示を求めることができる。

第 11 条第 3 項を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（多機能端末機等による申請の特例）

第 11 条の 2 前条の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）の交付を受けた登録者は、当該個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 3 条第 1 項に規定する

個人番号カード用署名用電子証明書及び同法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は移動端末設備(同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書及び同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を利用し、多機能端末機等(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機)で、当該者自らが必要な操作を行うことにより申請することができる。

第12条第1号を次のように改める。

- (1) 第11条第1項の申請において、印鑑登録証又は官公庁が発行した顔写真が貼付された書類等の提示がないとき。

第12条第2号中「第3項」を削り、「署名用電子証明書又は通信端末機器」を「個人番号カード、移動端末設備又は多機能端末機等」に改める。

附 則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。